

仕様書

1 件名 通信機能付きスマートフォン端末利用環境の提供

2 数量 473 回線

3 提供期間 2026 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日まで (36 か月)

4 納入場所 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター本部
(東京都江東区青海二丁目 4 番 10 号)

5 支払方法 支払方法については、契約締結時に決定する

6 仕様

(1) スマートフォン本体

ア 以下の仕様を満たすスマートフォン本体を提供すること。

(ア) SoC : A19 チップ相当以上のもの

(イ) 容量 : 256GB 以上

(ウ) 重量 : 170g 以下

(エ) サイズ :

・大きさ 幅 72mm (±5mm 以内) × 高さ 147mm (±5mm 以内) × 厚さ 8mm
(±2mm 以内)

(オ) ディスプレイ : 6.0 インチ以上の OLED ディスプレイ相当を有すること。

(カ) カメラ : 背面に 48 メガピクセル以上のメインカメラ、前面に 12 メガピクセル以上のカメラを有すること。

(キ) コネクタ : USB-C コネクタを備えること。

(ク) 生体認証 : 顔認証機能 (Face ID 等) に対応していること。

(ケ) Wi-Fi : Wi-Fi 6 (IEEE 802.11ax) 以上に対応

(コ) Bluetooth : Bluetooth 5.3 以上に対応

(サ) 防沫・耐水・防塵 : IEC 規格 60529 にもとづく IP68 等級以上に対応

(シ) 対応 SIM : eSIM に対応していること。

(ス) オプション品 (ディスプレイ保護フィルム) : 納入する機種に対応した硬度 10H 以上のガラス製フィルムを調達台数と同数、納品すること。

(セ) オプション品 (ケース) : スマートフォン本体の衝撃吸収用のケース (背面が透明) について、納入する機種に対応したサイズでかつディスプレイ保護フィルムとも干渉しないもので、側面の素材は弾力性のある TPU (熱可塑性ポリウレタン) であるものを調達台数と同数、納品すること。

(2) 通信通話サービス

ア 月々の利用料金が定額であること。ただし、国際ローミング通話、国際電話通話、ナビダイヤル (0570)、電話番号案内 (104) 等を利用した場合、及びユニバーサルサービス料並びに電話リレーサービス料が変動した場合を除く。

イ 定額料金内で音声通話時間に制限がないこと。ただし、国際ローミング通話、国際電話通話、ナビダイヤル (0570)、電話番号案内 (104) 等を利用した場合を除く。

ウ 定額料金内でデータ容量が1回線あたり月に50GB以上であること。ただし、各回線でデータ容量を共有しないこと。

エ 定額料金内でテザリングが可能であること。

オ ショートメッセージサービス（SMS）が利用可能であること。

カ 5G通信サービスに対応していること。

(3) eSIMの提供

ア eSIMは移動体通信事業者が提供する自動ダウンロード方式にて提供されること。

イ 追加料金無くQRコード方式による提供も行うことができる場合は提供すること。

(4) キット作業

ア スマートフォン本体及び箱に、発注者が指定する管理番号、当該スマートフォン本体の電話番号及び発注者が指定する文言を付した内容をテプラ等で印字し貼付すること。

イ スマートフォン本体のシリアル番号及び設定されているIMEIを全台数分取得し、CSVファイル（文字コードはUTF-8、区切りはカンマ）形式で一覧にして納入すること。

(5) MDM（モバイルデバイス管理）への対応

ア 発注者が別途構築するMDM環境とeSIMの連携を行うに当たり必要な技術的な情報についての問合せに限定して、受注者は問合せ対応を行うこと。

イ ただし、モバイルデバイス管理（MDM）の構築・運用は本仕様書のスコープ外とする。

(6) レンタルに関する保証

ア 初回に提供する473台のスマートフォン本体は同色で新品とし、中古品又は再生品でないこと。

イ スマートフォン本体又は同梱品に瑕疵が発見された場合、発注者の通知を受けて受注者は速やかに代替機を送付すること。代替機は前記のスマートフォン本体の仕様を満たすこと。（想定として初回納品時と同機種もしくはその後継機種であることが望ましい。仕様を満たさない場合は発注者と協議の上、機種を選定を行うこと。）

ウ レンタル期間中、スマートフォン本体の紛失等、毀損及び電池パックの交換に係る費用が、次に定める条件の下で無償となるサービス（基本のレンタルサービス契約に包含する形態か、別途オプションサービスとして付帯する形態かを問わない。以下「本保守サービス」という。）を全台数分付帯すること。

（ア） 毀損時損害金の無償化：レンタル期間中に発注者側の利用者による故意又は重大な過失がある場合を除いてスマートフォン本体に毀損が発生し、発注者がその旨を受注者に通知した場合、発注者が支払うべき毀損の場合における損害金又は修理費用（実費若しくは受注者の定める上限額の別を問わない。）が、時期にかかわらず無償となること。

（イ） 紛失時損害金の無償化：レンタル期間中に発注者側の利用者による故意又は重大な過失がある場合を除いてスマートフォン本体の紛失、盗難、全損その他これらに準じる事由（以下「紛失等」という。）が発生し、発注者が受注者所定の

方法により通知（必要に応じて警察への届出を含む。）した場合、発注者が支払うべき紛失時損害金が無償となること。ただし、本保守サービスにより無償化の適用を受けた直近の紛失等の発生日（適用がない場合はレンタル開始日）が属する月の翌月 1 日から起算して 6 か月を経過していることを条件とする。

（ウ） 電池パック交換費用の無償化：レンタル期間中、発注者が電池パックの交換を申請した場合、当該交換に係る費用が無償となること。ただし、本保守サービスにより無償化の適用を受けた直近の電池パック交換日（適用がない場合はレンタル開始日）が属する月の翌月 1 日から起算して 12 か月を経過していることを条件とする。

エ 本保守サービスは、受注者が指定する修理方法に従って修理を行った場合に限り適用されるものとし、その修理方法及び窓口を契約締結時に発注者に対し書面にて明示すること。

オ ヘルプデスクサービスを設置し、平日 9 時から 17 時までの間、携帯電話サービス及びスマートフォン本体に関する問合せ、故障申告、紛失等申告並びに回線停止等の受付に対応すること。

カ レンタル契約終了時には、発注者はスマートフォン本体を受注者に返却するものとする。

7 調達形態

- (1) スマートフォン本体並びに通信通話サービスは、1 か月毎に 36 回払いでのレンタル形態での提供とする。
- (2) レンタル期間は 36 か月とする。発注者が、契約期間満了の 1 か月前までに受注者に対し書面により契約を更新しない旨を通知した場合、契約は満了日をもって終了するものとする。自動更新の有無、及び自動更新を行う場合の更新期間については、受注者の定めるところによるものとする。
- (3) 契約期間満了前の解約等に係る契約解除料及び解約違約金については、契約締結時に発注者に対し書面にて明示すること。

8 電波改善対応

- (1) 受注者は都産技研の建屋（本部、テレコムセンター、城東支所、墨田支所、城南支所、食品技術センター、多摩テクノプラザ）内で、電波が弱い、通信が混雑する等、利用に支障をきたす場合は、発注者の求めに応じて速やかに電波調査を行い、基地局の設置・調整、レピータの設置等の電波対策工事を本契約の範囲内で実施すること。ただし、都産技研が指定する部屋（電波改善装置を設置できない電波暗室等）は除外とする。
- (2) 電波対策工事において、都産技研が保有するネットワークに電波改善装置を接続する形の工事は不可とする。
- (3) 電波対策工事の中でもレピータの増設工事については発注者の求めを基にヒアリングを行い、そこから半年（6 か月）以内に工事を完了すること。工事の完了が半年を超える場合は発注者と協議のもと、発注者の合意が得られた場合にのみ工事の完了の延長を認めるものとする。

- (4) 電波対策工事の中でも基地局の増設工事については発注者の求めを基にヒアリングを行い、そこから1年(12か月)以内に工事を完了すること。工事の完了が1年を超える場合は発注者と協議のもと、発注者の合意が得られた場合にのみ工事の完了の延長を認めるものとする。

9 その他

- (1) スマートフォン本体及び箱並びにオプション品並びにこれらに付随する書類については納入業者の負担と責任により、キitting作業を終えた状態で2026年11月2日までに都産技研が指定する場所に搬入すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、別途協議するものとする。

10 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

問い合わせ先 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター財務・会計課 財務・会計係
所在地 〒135-0064 東京都江東区青海2-4-10
電話 03-5530-2790 / FAX 03-5530-2767